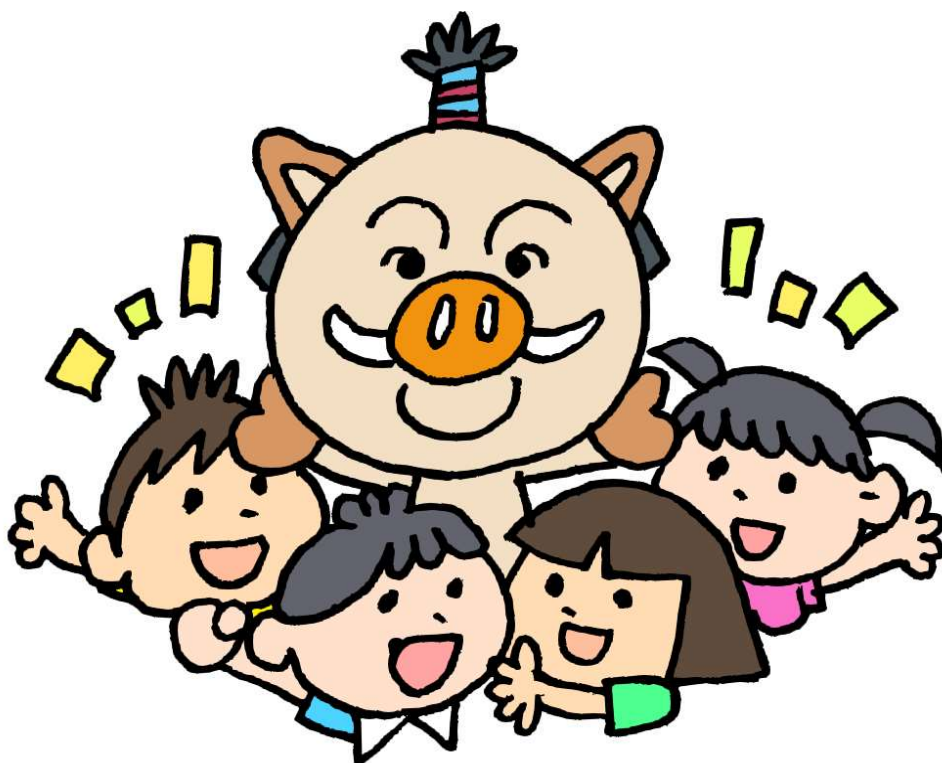
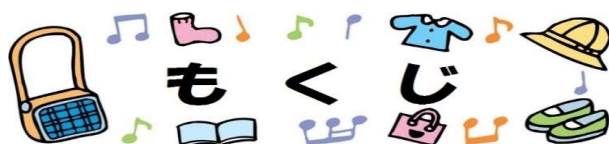


令和7年度(2025年度)

**保育園・こども園
入所案内**



丹波篠山市教育委員会



1. 施設の種類について	1ページ
2. 保育の必要性の認定について	1ページ
3. 保育の必要量について	2ページ
4. 入所申込みの手続きについて	3ページ
5. 入園までの流れ	5ページ
6. 入所中に変更等が生じたときの手続きについて	6ページ
7. 利用者負担額（保育料）および給食費について	7ページ
8. 幼児教育・保育の無償化について	7ページ
9. 公立園の通園バス利用について	9ページ
10. 保育料等の支払いについて	9ページ
11. 市外の保育所等（2号・3号）を入所希望する場合について	10ページ
12. 市外から丹波篠山市内の保育所等（2号・3号）へ入所希望する場合	10ページ
資料		
申込書記入例	11ページ
記入上の注意	13ページ
継続申込書記入例	14ページ
令和6年度保育料基準額表	15ページ
遠距離通所補助金のご案内	16ページ
市内認可外保育施設一覧	17ページ
市内保育園・こども園施設一覧	18ページ

問い合わせ先
 丹波篠山市教育委員会事務局 こども未来部 保育教育課
 〒669-2397 丹波篠山市北新町41
 TEL：079-552-1115
 FAX：079-552-5764



1. 施設の種類

それぞれ、入園要件や対象年齢が異なります。

種 類	どのような施設か
保育所 (園区指定無)	就労等のため家庭で保育できない保護者にかわって児童を保育する施設(0~3歳児)
認定こども園 (公立園4・5歳児のみ園区指定有)	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設(0~5歳児)
幼稚園	小学校就学前の子どもに対する教育を目的とした施設(4・5歳児) ※保育施設ではないため、幼稚園終了後の保育が必要な場合は預かり保育施設を利用
認可外保育施設	自治体の認可を必要としないで運営されている保育施設 (入園申込や料金等は各施設で決定)

2. 保育の必要性の認定について

保育所・こども園などの施設を利用する場合には、「教育・保育給付認定」を受けていただきます。子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に分かれ、その区分により利用できる施設が決まります。

さらに、2号・3号認定については、保育の必要時間に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され(2ページ参照)、利用できる保育時間が決まります。

区分 ※利用時間	年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 (教育利用) ※朝~昼過ぎまで	満4歳以上	なし	公立幼稚園 公立こども園 ※園区指定あり
	満3歳以上		私立こども園
2号認定 (保育利用) ※朝~夕方まで	満4歳以上	あり 「保育を必要とする事由」(4ページ参照)に該当	公立こども園 ※園区指定あり 私立こども園
	満3歳		公立保育所 公立こども園 私立こども園
3号認定 (保育利用) ※朝~夕方まで	満3歳未満		公立保育所 公立こども園 私立こども園

★公立幼稚園・公立こども園(4・5歳児)には、園区指定があります。お住まいの住所により通園する園が決まります。公立幼稚園を選択し「保育を必要とする事由」に該当する場合には、幼稚園終了後、預かり保育が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

★子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、「支給認定証」の交付は原則不要となっています。ご利用の施設等に提出するなど「支給認定証」が必要な方は、保育教育課までお問い合わせください。

クラス年齢	生年月日
0歳児	令和6(2024)年4月2日 ~
1歳児	令和5(2023)年4月2日 ~ 令和6(2024)年4月1日
2歳児	令和4(2022)年4月2日 ~ 令和5(2023)年4月1日
3歳児	令和3(2021)年4月2日 ~ 令和4(2022)年4月1日
4歳児	令和2(2020)年4月2日 ~ 令和3(2021)年4月1日
5歳児	平成31(2019)年4月2日 ~ 令和2(2020)年4月1日

3. 保育の必要量について

2号認定・3号認定で利用の場合は、次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」利用 概ね1か月120時間以上の就労時間を想定：最長11時間)

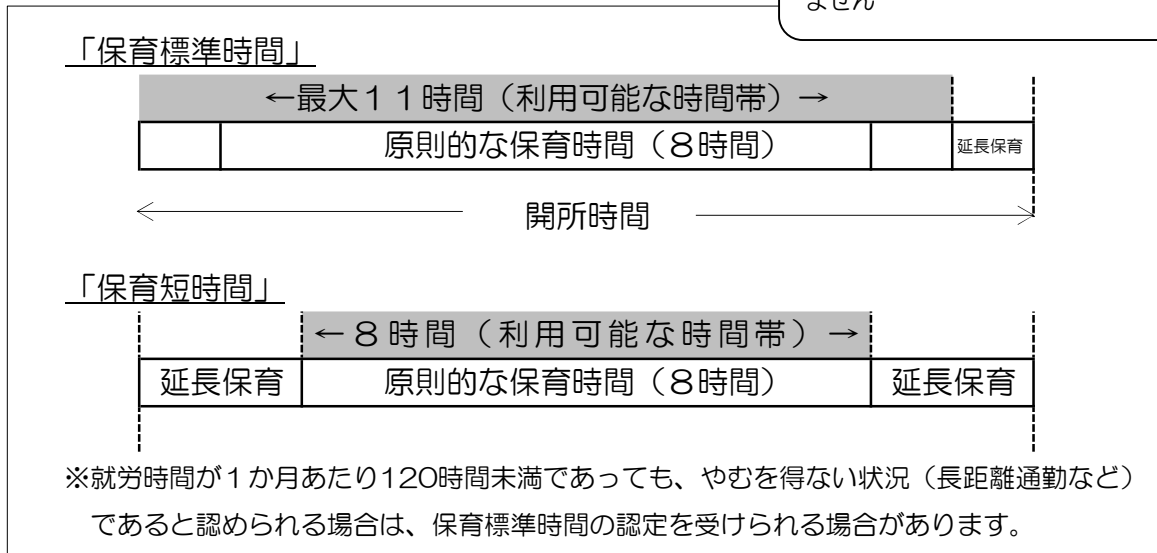
「保育短時間」利用 概ね1か月64時間以上～120時間未満を想定：最長8時間)

【保育所・認定こども園における利用可能時間（例）】（※日・祝・年末年始は除く）

「保育標準時間」 午前7時30分～午後6時30分

「保育短時間」 午前8時30分～午後4時30分

※開所時間は園によって異なります
※公立園では延長保育は実施していません



保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
就労	保護者いずれもが月120時間以上の就労	保護者いずれもが月64時間以上～120時間未満の就労
妊娠、出産 （出産（予定）日の前後2か月間）	申込内容により決定	
疾病、障がい	申込内容により決定	
親族の介護・看護	月120時間以上の介護等	月120時間未満の介護等
災害復旧	申込内容により決定	
求職活動（起業準備を含む）	×	○
就学（職業訓練等を含む）	月120時間以上の就学等	月120時間未満の就学等
育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもの継続利用	×	○
その他（上記に類する状態にあるとして市が認める場合）	申込内容により決定	

4. 入所申込みの手続きについて

◆**一斉申込み受付期間** 令和6年11月1日（金）～11月29日（金）※土日祝は除く

※郵送で提出する場合は、すべての書類を同封し、紛失等を防ぐため、**必ず書留等の追跡可能な方法**で送付してください。（郵送の場合は**11月30日消印有効**）

◆**申込み書類配布および受付場所**

各保育園、各こども園、各支所、保育教育課 ※市ホームページからもダウンロードできます。

◆**必要なもの**

①支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園等利用申込書

※第3希望まで記入してください。記入がなければ入所できないこともあります。

待機児童対策遠距離通所補助金に該当しない場合があります。ご注意ください（16ページ参照）。

②保育を必要とする事由の必要書類（※4ページ参照）

※父母・同居する65歳未満の家族の分が必要です。

※兄弟姉妹で2人以上申し込みをする場合、複数提出の必要はありません。

※提出がない場合、優先度合いが下がります。

③保育料の算定に必要な書類（※7ページ参照）

④ひとり親家庭等である証明（児童扶養手当受給者証の写し等）③④は該当者のみ

⑤新規入所申込時チェックリスト

※上記の必要書類が揃っていない場合は、原則受付を行いませんのでご注意ください。

※令和6年度中に申込みをしていて入所保留となり、令和7年度も利用を希望される場合はあらためて上記の期間に申込みが必要です。

※4月の入所者は、上記の期間の申込み者でほぼ決まります。

申込み数が受け入れ可能人数を超えた場合は、独自に定める選考基準に基づき入所選考を行います。

◆**出産前の子どもの申込について**

出産予定で入所申込児童が生まれる前でも入所申込を行うことは可能です。
生後6か月から申込可能です。

◆**年度途中での入所について**

育児休業明け等の理由で、**年度途中に入園（所）を予定されている方も上記の期間に申込みをお願いします。**

（※育児休業等から復職予定の場合は、**復職予定日の前月初日から**の入所申込みが可能）

◆**市外の園を利用希望する・市外から市内園を希望される場合について**

10ページ目をご確認の上、申込手続きをお願いします。

上記期間以降の申込みは随時受け付けます。**入所希望月の前々月末日までに**提出ください。

保育を必要とする事由と必要書類について

	保育を必要とする事由	必要書類
①	就労（1か月あたり64時間以上）	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 ※自営業、内職、農業の方 就労状況申告書(就労証明書裏面)と前年度の確定申告書、税務署への開業届の写し等を添付
②	妊娠、出産 (出産(予定)日の前後2か月間)	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする申立書 母子手帳の写し(母親の氏名、分べん予定日が記載されているページ)
③	疾病、障害	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする申立書 身体障害者手帳もしくは療育手帳等の写し 市が求める書類(医師の診断書等)
④	同居または長期入院等している親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする申立書 身体障害者手帳もしくは療育手帳等の写し 市が求める書類(医師の診断書等)
⑤	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする申立書 り災証明
⑥	求職活動(起業準備を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする申立書(就労予定申立書) ※新聞、インターネット、ハローワークなどでの求人情報の閲覧、知人への紹介依頼だけでは、この求職活動の範囲には含まれません
⑦	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする申立書 在学証明書 予定者は合格通知の写し(入学後、在学証明書を提出)
⑧	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用の必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書 (育児休業期間等がわかるもの)
⑨	その他(市が認める前各号に類する状態にあること)	<ul style="list-style-type: none"> 保育を必要とする申立書 転入手続きに関する誓約書 市が求める書類

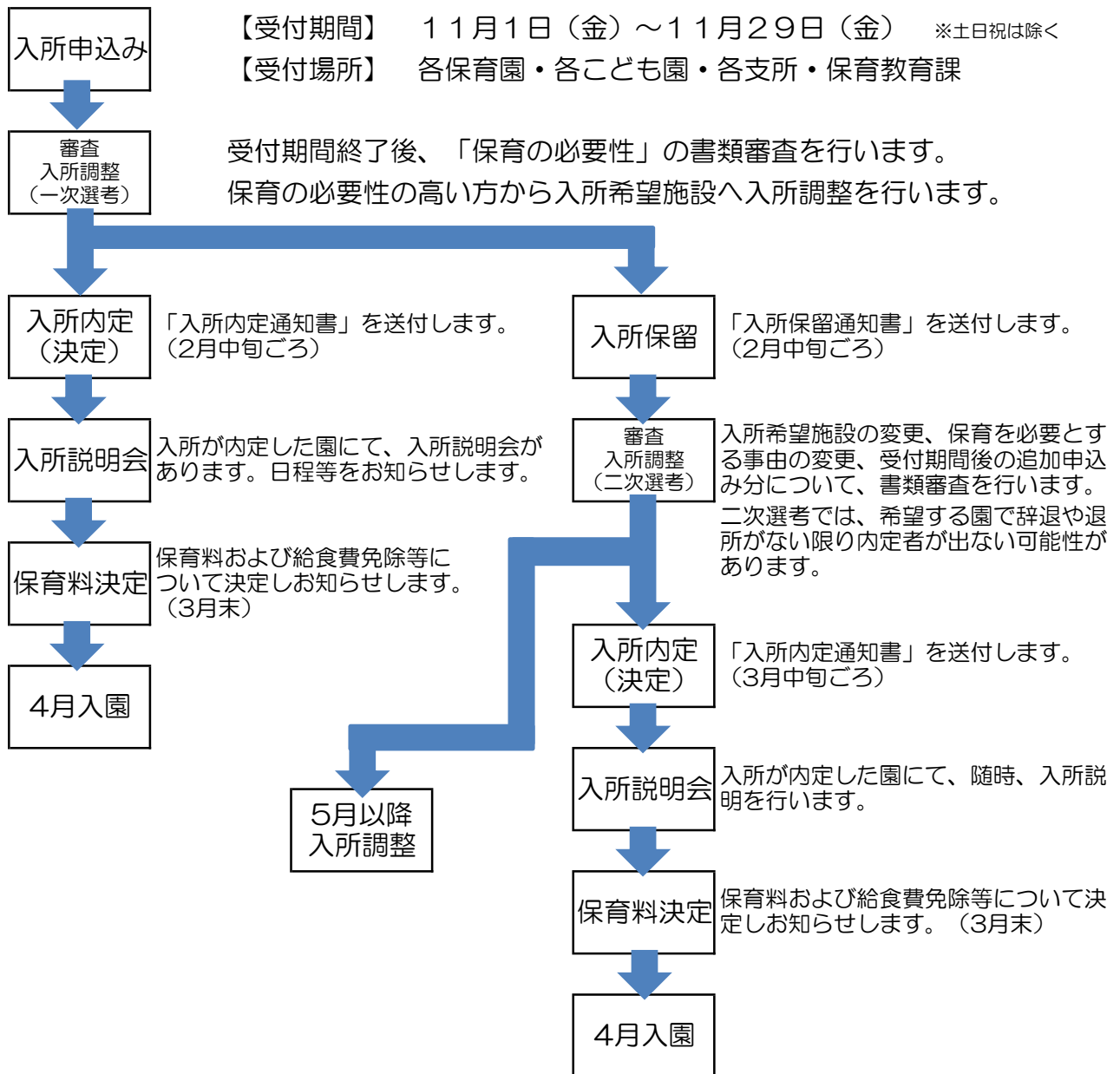
【育児休業中の入所継続について】

入園後に下のお子さんを出産して育児休業を取得された場合、在園中の児童の環境の変化に配慮し、原則下のお子さんの1歳の誕生日の月の末日まで在籍することができます。ただし3歳児の市教育委員会が認める場合(出生した下の子が入所保留等で入所できない場合や家庭の状況等を鑑みながら必要に応じて相談)と4・5歳児に限り、出生した児童の1歳の誕生日が属する年度の末日まで利用が可能です。

※なお育児休業期間中は、保育短時間での利用となります。

※妊娠・出産の事由で入所された場合は、育児休業を取得されたとしても入所継続利用はできませんので、ご注意ください。

5. 入園までの流れ



◆入所当初の慣らし保育について

「慣らし保育」とは、お子さんが新しい環境に無理なく慣れていくために、短い時間からのお預かりにご協力いただく期間です。慣れない環境で過ごすことは、お子さんにとって大変な負担となりますので、徐々に保育時間を伸ばしていくこととなります。期間はお子さんの年齢や状況により異なりますが、**入所初日から1週間～2週間程度**です。なお、慣らし保育期間中も通常の保育料をお支払いしていただきます。

実施期間や利用時間については、入所決定後利用施設へお問い合わせください。お子さんが新しい環境に慣れていただくために必要ですのでご理解・ご協力をお願いいたします。

6. 入所中(入所決定後を含む)に変更等が生じたときの手続きについて

次に該当した場合は、すみやかに手続きをお願いします。

認定区分・保育必要量の変更(※)については、各施設との調整が必要になりますので変更したい月の前月20日までに書類の提出をお願いします。

状況	提出書類
市内で住所変更したとき	「支給認定証に係る申請内容変更届」 または、市民課で届出した住民異動届の写し
市外へ転出するとき	「退所届」 ※転出後も在園していた園に通い続けたい場合は、 保育教育課へご相談ください
氏名が変わったとき	「支給認定証に係る申請内容変更届」
婚姻・離婚等により世帯の構成が変わったとき	
認定区分、保育必要量を変更したいとき(※)	
長期欠席(1か月以上)する場合	事前に保育教育課へご連絡ください。
保護者の仕事が変わったとき	「就労証明書」
保育を必要とする事由が変わったとき	変更後の保育を必要とする事由に必要な書類
妊娠したとき	「出産(予定)日届出書」 母子手帳の写し
すでに保育所等を利用している子がいて、保護者が出産後に育児休業を取得する場合	「育児休業による継続入所申立書」 ※事業所による育児休業期間の証明が必要
修正申告等によって市民税額に変更があったとき	申告書の写し等
退所するとき	「退所届」
入所決定を辞退したいとき	「申立書」
入所申込みを取下げるとき	
入所月を変更したいとき	

7. 利用者負担額(保育料)および給食費について

○保育料の決定

保育料は、保護者の市民税所得割額によって決定します。算定時期は、4月（進級による）と9月（課税年度の変更による）の2回です。

- | | |
|-------------|------------------|
| ①4月～8月分の保育料 | ⇒ 令和6年度市民税額により決定 |
| ②9月～3月分の保育料 | ⇒ 令和7年度市民税額により決定 |

※当該年度の市町村民税所得割額は、前年1月～12月の収入状況に基づき決定されます。

※3～5歳児の給食費免除対象者の判定も保育料と同様に行います。

※年度の途中で満3歳になられた場合でも、その年度内は3歳未満の保育料が適用されます。

※別途施設が追加で必要経費を徴収することがあります。

○保育料算定および給食費免除対象者の判定に必要な書類について

世帯（父・母）の所得状況の確認が必要となります。

下記のいずれかに該当される方は、書類の提出が必要になります。

◆【令和7年4月～8月に入所を希望される方で下記に該当する場合】

- (1) 令和6年1月2日以降に丹波篠山市に転入された方は、令和6年度課税（所得）証明書を提出してください。令和6年1月1日時点で住民登録をしていた市町村に請求してください。
- (2) 住民税未申告の方は申告を済ませ、課税（所得）証明書等を提出ください。申告は、令和6年1月1日時点で住民登録をしていた市町村で行ってください。
- (3) 海外赴任の方で令和5年中に国外で収入がある場合は、収入額が分かる書類を提出してください。

◆【令和7年9月～令和8年3月に入所を希望される方で下記に該当する場合】

令和7年1月2日以降に丹波篠山市に転入された方は、令和7年度課税（所得）証明書を提出してください。令和7年1月1日時点で住民登録をしていた市町村に請求してください。

◆【ひとり親家庭】

ひとり親家庭である証明（児童扶養手当受給者証等の写し）

◆【同一世帯に障がいのある方がいる場合】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等いずれかの写し

◆生活保護受給世帯

生活保護受給証明書

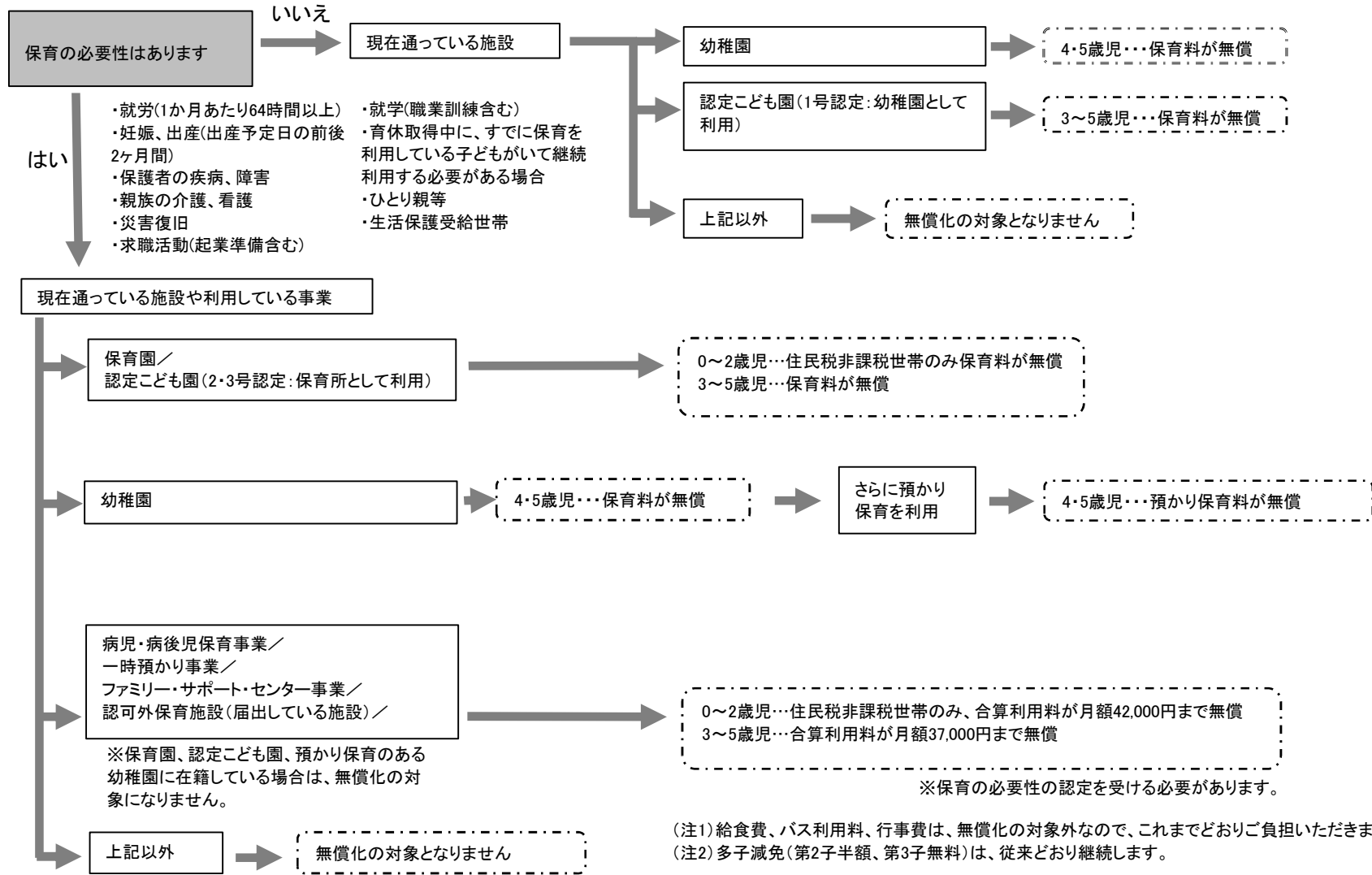
8. 幼児教育・保育の無償化について

市内の保育施設等を利用した場合の無償化の対象範囲は（フロー図）を参照ください。また、市外の施設等を利用された場合については、利用された施設等によって取り扱いが異なります。

認可保育所・こども園・幼稚園・預かり保育施設に在園する園児については、保育料の無償化にかかる手続は必要ありません。認可外保育施設や一時預かり事業等を利用される場合は「保育の必要性の認定（新2号・新3号）」を受ける手続が必要です。

保育にかかる保育料のみが無償化の対象であり、給食費やバス利用料等は無償化の対象外です。

幼児教育・保育の無償化について(フロー図)



(注1) 給食費、バス利用料、行事費は、無償化の対象外なので、これまでどおりご負担いただきます。
 (注2) 多子減免(第2子半額、第3子無料)は、従来どおり継続します。

9. 公立園の通園バス利用について

満3歳以上のお子さんが利用できる園児送迎バスがあり、運行範囲内で利用することができます。別途、お申し込みください。

利用料金は、月額2,000円。ただし、一家族から2人以上バスを利用する場合、2人目以降は半額となります。（申請が必要です）

※私立こども園については、直接お問い合わせください。

園名	バス運行範囲
たかしろ保育園	送迎バスなし
城東保育園	城東地区
にしき保育園	西紀・西紀南・西紀北・大山地区
こんだこども園	今田・古市地区
たきこども園	多紀地区
味間こども園	味間地区



10. 保育料等の支払いについて

公立園については、原則口座振替でお支払いいただきます。

※私立こども園については直接お問い合わせください。

《口座振替の場合》

毎月末（月末が休日の場合は翌日）に登録口座から振替

※領収書は発行しません。

口座振替の手続きは、保育教育課・各支所・各園にあります口座振替依頼書（ハガキ）に必要事項を記入し、通帳印を押印のうえポストへ投函してください。

★保育所保育料：保育園0～2歳児の保育料、3歳児給食費、バス利用料

★認定こども園保育料：こども園0～2歳児の保育料、3歳児給食費、バス利用料

《現金納付の場合》

毎月20日頃に納入通知書を郵送

取扱金融機関・市役所会計課または各支所窓口で納入してください。

（取扱金融機関：三井住友銀行、中兵庫信用金庫、みなと銀行、丹波ささやま農業協同組合、兵庫県信用組合、但馬銀行、ゆうちょ銀行（近畿2府4県））

☆ご注意ください☆

保育料を滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、保育料が未納の世帯に対して自宅への電話催告・訪問徴収、滞納処分（預貯金や給料等の差押え）、児童手当からの徴収等を行います。

何らかの事情で保育料を納付できない場合は、分割納付などのご相談に応じますので、保育教育課までご連絡ください。

11. 丹波篠山市に住民票がある人で市外の保育所等(2号・3号)を入所希望する場合

丹波篠山市に住民票があり、保護者の勤務等の都合で市外の保育所・認定こども園を希望する場合、丹波篠山市から相手市区町村への委託依頼が必要となります。

申込手順は次のとおりとなりますので、確認いただき準備をしていただきますようお願いいたします。

① 入所を希望する施設がある市区町村の提出日および提出書類を保護者自身で確認



丹波篠山市の様式で、希望施設名と希望する理由等を明記し、必要書類を添えて丹波篠山市保育教育課へ提出

② **※※注意※※**
書類の提出は、丹波篠山市 ⇒ 各市区町村となります。そのため、各市区町村の申込締め切り日を必ず確認いただき、転送期間も含め間に合うよう書類の提出をしてください。



③ 審査のうえ、利用申込書写し等を添付して相手市区町村へ委託依頼



④ 相手市区町村より丹波篠山市へ回答があり次第、市から保護者へ結果を通知

保育料は丹波篠山市の基準額表に基づき決定し通知します。
(※ただし、納付先は入所した施設により異なります)

また、市外へ転出予定で市外の保育所等の利用を希望される場合は、転出予定先の市区町村へご確認ください。

12. 市外に住民票がある人で、丹波篠山市内の保育所等(2号・3号)へ入所希望する場合

現住所地でお申込みください。住所地の市区町村より丹波篠山市へ委託依頼がされます。丹波篠山市において入所調整を行い住所地の市区町村へ回答します。

※選考では、丹波篠山市民が原則として優先となります。

※現住所地から丹波篠山市の受付締切日までに丹波篠山市に申込書が届く必要があります。間に合うようにお申込みください。

◆他市から転入予定で申込み場合

現住所地でお申込みください。(転入後、丹波篠山市の様式にて提出が必要です)

《入所希望月より前に転入し、必要書類の提出が可能な場合》

直接、丹波篠山市へ申込みことができます。

＜必要書類＞

転入手続きに関する誓約書転入先住所が分かる書類(賃貸・売買契約書等の写し)

施設型給付費等支給認定申請書兼
幼稚園・保育所・認定こども園等利用申込書

令和6年11月8日

丹波篠山市教育委員会 様
（ 管 理 者 様 ）

保護者氏名 篠山 太郎

代表保護者名を記入
（入所関係通知書、納付書等の宛名となります）

次のとおり、施設型給付費等に係る支給認定を申請します。

対象となる子ども	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	ささやま あいこ 篠山 愛子	2022年5月5日生	男・女	有・無
保護者	(住所) 669-2332 丹波篠山市北新町41	西暦で記入	携帯電話でも可(連絡が取りやすい方の番号)	
	(連絡先) 090-12**-56** (母)			
保育の希望の有無	有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所・認定こども園等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			
	無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

申請児童本人以外の保護者及び、同居している親族等の全員について記入

①世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏名	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	前年度分(当年度分)市民税課税の状況	備考
子どもの世帯員	ささやま 太郎 篠山 太郎	父	昭和63年3月1日生	男・女	会社員	有・無	別居(単身赴任)
	ささやま はなこ 篠山 花子	母	平成元年12月1日生	男・女	パート	有	
	ささやま いちろう 篠山 一郎	祖父	昭和35年7月7日生	男・女			単身赴任の方がおられる場合は、備考欄にその旨を記入ください。
	ささやま ともこ 篠山 友子		R7.4.1現在で記入してください 平成40年9月10日生	男・女	自営業	有・無	
	ささやま りょうた 篠山 良太	兄	平成29年6月7日生	男・女	篠山小学校	有・無	
生活保護の適用の有無		適用なし・適用あり(平成 年 月 日保護開始)					

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)

西暦で記入

利用を希望する期間	2025年4月1日から 2028年3月31日まで	
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	
	第1希望 たきこども園	(希望理由) 母の通勤途中にあるため
	第2希望 こんだこども園	(希望理由) 父の就労先から近いため
	第3希望 ささやまこども園	(希望理由) 自宅から近いため
	事業所番号(※)	

※印の欄は市記載欄ですので記入の必要はありません。

第3希望まで必ずご記入ください。

(表面)

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) ○○株式会社 9時～17時 月22日勤務	
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)) 株式会社○○ 9時～16時 月20日勤務		
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	月 曜日から 金 曜日まで		8:30 時から 17:00 時まで

④税情報等の提供にあたっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 **篠山 太郎**

市記載欄

受付年月日	年 月 日
認定の可否 可・否 (否とする理由) 年 月 日認定	認定者番号 認定区分等 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給(入所)の可否 可・否 (否とする理由) <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型	支給(利用)期間 自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設(事業者)名 (<input type="checkbox"/> 認定こども園(<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保)) (<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型(<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事))	
備考	

施設等記載欄(施設(事業者)を經由して教育委員会に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
備考	

(裏面)

施設型給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園等利用申込書 記入上の注意

申請書兼申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ丹波篠山市教育委員会（施設（事業者））を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入して下さい。
- 4 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」欄は該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入して下さい。
なお、利用料の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。
- 5 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）
- 6 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いため等）を記入して下さい。

（裏面）

- 7 ③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入して下さい。（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）
- 8 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

保育の認定基準
<p>保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。</p> <p>(1) 就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合 （家庭内労働）児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合</p> <p>(2) 妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合</p> <p>(3) 疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合</p> <p>(4) 介護等 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合</p> <p>(5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合</p> <p>(6) 求職活動 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合</p> <p>(7) 就学 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合</p>

- 9 ③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親及び同居している両親以外の同居している親族等ごとに、児童を保育できない理由を8の表(1)～(7)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい。なお、(1)～(7)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合は「その他」にチェック（）し、内容を（ ）内に記入して下さい。また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数ある場合には、備考欄に氏名を記入して下さい。
※ 具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、(8)ではその他に記載した内容の具体的な状況を記入して下さい。
- 10 ③「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック（）してください。
- 11 ④「税情報等の提供にあたっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名して下さい。

（留意事項）

- 支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、
- ・ 保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ・ 保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知下さい。

令和7年度 保育所・認定こども園継続入所理由書

ふりがな 児童氏名	ささやま あいこ 篠山 愛子	性別	男・女	生年月日	平成 令和	4年 5月 5日
入所施設名	(たかしろ ・ 城東 ・ にしま)		保育園			
	(味間 ・ たき ・ こんだ)		認定こども園			
	(ささやま ・ 富山)		認定こども園			
認定区分/保育必要量	(1号 ・ 2号 ・ 3号)		→2号・3号の場合		(標準時間) ・ (短時間)	
住所	丹波篠山市 北新町 41					
連絡先	090-12**-56** (自宅 ・ 携帯(父・母・) ・ その他())					
家族構成 ※対象児童を除く	氏名	続柄	生年月日	職業等		
	篠山 太郎	父	S63.3.1	会社員		
	篠山 花子	母	H1.12.1	パート		
	篠山 良子	姉	H26.7.8	篠山小学校5年		
	篠山 良太	兄	H29.6.7	篠山小学校2年		
	篠山 一郎	祖父	S35.7.7			
	篠山 友子	祖母	S40.9.	R7.4.1現在で記入してください		
氏名・続柄	保育を必要とする事由					
氏名	篠山 太郎	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭外労働 <input type="checkbox"/> 家庭内労働 (営業中心者・営業協力者・内職) (事業所名等) (株)〇〇商事				
続柄	父	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> その他()				
氏名	篠山 花子	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭外労働 <input type="checkbox"/> 家庭内労働 (営業中心者・営業協力者・内職) (事業所名等) △△事務所				
続柄	母	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> その他()				
氏名		<input type="checkbox"/> 家庭外労働 <input type="checkbox"/> 家庭内労働 (営業中心者・営業協力者・内職) (事業所名等)				
続柄		<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> その他()				
氏名		<input type="checkbox"/> 家庭外労働 <input type="checkbox"/> 家庭内労働 (営業中心者・営業協力者・内職) (事業所名等)				
続柄		<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> その他()				
氏名		<input type="checkbox"/> 家庭外労働 <input type="checkbox"/> 家庭内労働 (営業中心者・営業協力者・内職) (事業所名等)				
続柄		<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 看護・介護 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> その他()				

上記の理由により児童を保育することができませんので、継続入所を希望します。

令和6年11月8日

保護者氏名 篠山 太郎

令和6年度保育園・認定こども園保育料基準額表（令和6年3月現在）

1号認定

階層区分		保育料（月額・円）		多子算定
		3～5歳児		
1	生活保護法による被保護世帯または市民税非課税世帯	0		【3～5歳児】 年齢制限なし ※図1
2	市民税所得割課税世帯であって、 その所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満		
3A		48,600円以上 77,101円未満		
3B	77,101円以上	0		【3歳児】 小学3年生まで ※図2 【4～5歳児】 年齢制限なし ※図3

2号・3号認定

階層区分		保育料（月額・円）				多子算定	
		3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
1	生活保護法による被保護世帯	0		0		【0～5歳児】 年齢制限なし ※図4	
2	市民税非課税世帯	0		0			
3	市民税所得割課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	17,500	17,200	0		【0～3歳児】 就学前まで ※図5 【4～5歳児】 年齢制限なし ※図6
4A		48,600円以上 57,700円未満	24,300	23,880			
4B		57,700円以上 65,000円未満	24,300	23,880			
5		65,000円以上 81,000円未満	27,000	26,540			
6		81,000円以上 97,000円未満	30,000	29,490			
7		97,000円以上 121,000円未満	36,000	35,380			
8		121,000円以上 145,000円未満	40,000	39,320			
9		145,000円以上 169,000円未満	44,500	43,740			
10		169,000円以上 213,000円未満	49,500	48,650			
11		213,000円以上 257,000円未満	54,900	53,960			
12		257,000円以上 301,000円未満	61,000	59,960			
13		301,000円以上 397,000円未満	72,000	70,770			
14		397,000円以上	81,460	80,070			

※2子目は上記表の半額、3子目以降は無料とする（対象となる子どもは多子算定の欄を参照）

2号・3号認定（ひとり親家庭等）

階層区分		保育料（月額・円）				多子算定
		3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
2	市民税非課税世帯	0	0	0	0	【0～5歳児】 年齢制限なし ※図4
3	市民税所得割課税額 48,600円未満世帯	5,390	5,350	0		
4	市民税所得割課税額 65,000円未満世帯	7,290	7,250			
5	市民税所得割課税額 77,101円未満世帯	8,100	8,060			

※2子目以降は無料とする

- ◆市民税の額は、住宅借入金等特別控除や寄付金控除（ふるさと納税等）は適用されません
- ◆4月～8月分は前年度市民税額、9月～3月分は本年度市民税額により決定します
- ◆年度途中で3歳になられても、その年度内は3歳未満の保育料が適用されます
- ◆基本的に父母の市民税の合計額で算定します（別居や事実婚の場合も合算します）

公立園の給食費について



区分	対象者	月額	備考
生活保護世帯	3～5歳児	0円	-
市民税非課税世帯			
市民税所得割課税額 77,101円未満世帯			
市民税所得割課税額 77,101円以上世帯	3歳児	6,150円 <3,070円>	給食費（ごはん代・おかず代・おやつ代）として
	4～5歳児（2号認定）	6,440円 <3,220円>	給食費（学校給食と長期休業期間中のおかず代等）として
	4～5歳児（1号認定）	3,400円 <1,700円>	学校給食費として

※2子目は上記表の<>内の金額、3子目以降は無料とする（対象となる子どもは保育料多子算定の欄を参照）

- ◆私立園の給食費については、各施設にお問い合わせください

令和7年度 待機児童対策遠距離通所補助金のご案内

丹波篠山市では、待機児童の解消に向けて、保育所または認定こども園への入所にあたり、定員超過等の理由により希望の保育所等に入所できず、他の保育所や認定こども園等に遠距離通所することになった児童の保護者の負担の軽減を図るため、補助金を交付します。

次の①から⑤すべてに該当する児童の保護者様は、補助金交付の対象となる可能性がありますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

① 市内在住者で市税等を滞納していませんか。

はい↓

② 保育所・認定こども園利用申込書を丹波篠山市教育委員会に提出するにあたり、第1希望から第3希望までのすべての欄に保育所等の施設名を記入しましたか。

はい↓

③ 入所調整の結果、希望する保育所等に入所することができなかったため（※入所を辞退された方は除く）、丹波篠山市教育委員会から「保留通知書」が届きましたか。

はい↓

④ そのため、希望する保育所等以外の施設（0歳児から3歳児クラス）に入所することになりましたか。（※3歳児の1号認定は除く）

はい↓

⑤ 居住地から通所する保育所等までの一般に利用し得る最短による通所距離が片道10キロメートル以上ありますか。

※ なお、補助対象児童を複数もつ保護者にあつて、同一の保育所また認定こども園に通所する場合は、内1人の児童を交付の対象とします。

補助金の種類	補助金の交付対象要件	補助金の交付額
丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金	片道の通所距離が10km以上15km未満の場合	1か月当たり16,000円 ※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が15km以上20km未満の場合	1か月当たり24,000円 ※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が20km以上25km未満の場合	1か月当たり32,000円 ※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が25km以上30km未満の場合	1か月当たり40,000円 ※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。
	片道の通所距離が30km以上の場合	1か月当たり48,000円 ※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。



お問い合わせ・お申込み先

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41
丹波篠山市教育委員会事務局こども未来部
子育て企画課 子育て企画係

T E L 079-552-0075 F A X 079-552-5764

E - m a i l : kosodate_div@city.sasayama.hyogo.jp

※同補助事業の実施にあたっては、令和7年3月に開催される市議会の議決が必要です。そのため、事業実施の有無については3月末に確定します。ご了承願います。

市内認可外保育施設一覧

厚生労働省が定める基準を満たし、認可を受けているものを「認可保育施設」といい、それ以外のものを総称して「認可外保育施設」と呼びます。下記施設は「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設となります。

認可外保育施設の利用にあたっては、利用者が直接その施設へ申し込みを行います。対象年齢や保育時間、利用料などについては各施設により異なりますので、各施設に直接お問い合わせください。

令和6年10月1日現在

施設名	設置者	所在地	電話番号
ぽっぽ保育園 ※従業員のみ利用可能	医療法人社団 紀洋会	〒669-2202 丹波篠山市東吹628-1	079-590-1331
事業所内保育所 プロペラ ※従業員のみ利用可能	学校法人 兵庫医科大学	〒669-2337 丹波篠山市山内町64-3 職員宿舎B棟102	079-552-7350
サポテンハウス	フルヤ工業株式会社	〒669-2211 丹波篠山市大沢新112	079-594-1111
託児室ころころ	合同会社パートナー	〒669-2714 丹波篠山市垣屋244	079-550-6633
企業主導型保育施設 ささやまめばえ保育園	株式会社 グーダールター	〒669-2343 丹波篠山市風深225	079-554-1772



市内保育園・こども園施設一覧

令和6年10月1日現在

公立保育園 開所時間：7:30～18:30

施設名	園長名	所在地	電話番号
たかしろ保育園	中西 典子	〒669-2437 丹波篠山市糯ヶ坪甲108-1	079-552-2402
城東保育園	谷口 裕美	〒669-2441 丹波篠山市日置445-1	079-556-2300
にしき保育園	藤井 なお子	〒669-2716 丹波篠山市乗竹729-1	079-593-0144

公立認定こども園 開所時間：7:30～18:30

施設名	園長名	所在地	電話番号
たきこども園	谷掛 晴子	〒669-2544 丹波篠山市草ノ上109-1	079-554-6700
味間こども園	上山 結美子	〒669-2206 丹波篠山市西吹75-1	079-594-0181
こんだこども園	酒井 美世子	〒669-2153 丹波篠山市今田町今田新田38	079-597-2200

私立認定こども園 開所時間：7:00～19:00（延長保育含む）

施設名	設置主体	所在地	電話番号
	園長名		
ささやまこども園	社会福祉法人篠山福祉会	〒669-2324 丹波篠山市東新町2	079-552-5231
	内 藤 芳 明		
富山こども園	社会福祉法人富山福祉会	〒669-2345 丹波篠山市東岡屋708-2	079-552-2349
	中 山 義 弘		

お問い合わせ先
 〒669-2397
 丹波篠山市北新町41
 丹波篠山市教育委員会事務局こども未来部保育教育課

TEL 079-552-1115